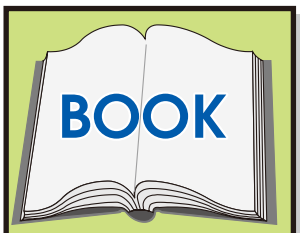

図書館だより

●開館時間●
9：00～18：00

● 1月の予定表 ●

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

■休館日
○おはなし会
◎にこにこほっぺのおはなし会
□ひろたのみんなのおはなし会

砥部町立図書館
☎(962)4400

年末年始休館日12月27日(金)～1月4日(土)まで

新着紹介

『純、文学』　北野　武
『いもうと』　赤川　次郎
『最果ての決闘者』　逢坂　剛
『新蔵唐行き』　志水　辰夫
『背中の蜘蛛』　誉田　哲也
『祝祭と予感』　恩田　陸
『べらぼうくん』　万城目　学
『ライオンのおやつ』　小川　糸
『おもいおいも』(絵本)　どう　なつみ

『人間』
又吉　直樹
毎日新聞出版　刊

38歳の誕生日に届いた、ある騒動の報せ。何者かになろうとあがいた季節の果てで、かつての若者達を待ち受けていたものとは？

『湖の国』(児童書)
柏葉　幸子
講談社　刊

学校もやめて、家でも邪魔者扱いをされて、介護施設でアルバイトをしていたミトは、気晴らしのつもりで東北に旅にでた。そこで出会った不思議な人物の正体とは。「湖」の秘密とは…。

『巡礼の家』
天童　荒太
文藝春秋　刊

「帰る場所がありますか」行き倒れた少女が、へんろ宿の女将に声をかけられ…。愛媛県の道後温泉の宿を舞台とした、魂の救済の物語。

消防署だより

住宅用火災警報器と消火器は設置していますか？

住宅用火災警報器

一般住宅への住宅用火災警報器の設置は、消防法で定められた義務です。必ず設置しましょう。

住宅用火災警報器の効果

住宅火災の被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者数は約4割減、焼損床面積と損害額はおおむね半減したという結果となりました。(消防庁調べ)

義務設置場所

○すべての寝室
○寝室がある階の階段
※他にも、住宅の階数などにより取り付けが必要となる場合があります。詳しくは、砥部消防署か広田出張所にお問い合わせください。

住宅用火災警報器の管理

○半年に1回程度作動確認し、音を聞きましょう。
○「故障」や「電池切れ」などで、火災を感知しなくなることがあるため、製造から10年を目安に交換しましょう。

作動確認方法

①ボタンを押します。
②操作音が鳴り、テスト結果を鳴動します。

住宅用消火器

一般住宅への消火器設置は、法律で定められている義務ではありませんが、火災はいつ発生するか分かりません。

住宅用消火器は、デザインも豊富でカラフルなものも多く揃っています。もしものときのために、設置しましょう。

問 砥部消防署☎(962)2119
広田出張所☎(969)2121

俳句

砥部句会

育てたる穴を残して大根引く　渡部　洋三
石蕗の花盛りや島の美術館　大西　一教
冬浅き児等のスキップ軽やかに　菊池　明美
あの服はどこへ行ったの冬初め　佐々木美知恵
いち押しの茸料理も山の宿　篠崎　伶子
冬紅葉身をいとひをる誕生日　長曽我部弓子
たんと吸へ秋蝶よ海飛ぶんだろ　中塚　香代
広縁で茶話会開く小春かな　中岡セツコ
初紅葉のろし揚げたる砦山　長戸ふじ子
霜夜読む自然農法つれづれに　名本　時也
冬うらら季語の一つを噛みしめて　沼田　千寿
似顔絵のあまりに若し冬麗　野村タカ子
拾ふ児に似てゐる母に紅葉散る　廣末　榮子
地方紙に紅葉の名所探しをり　福岡いつ子
砥部焼を競り売る声や秋日和　福岡　繁平
旅果てて降り立つ駅の秋桜　松林　静子
縄文人住みし土地なり冬浅し　宮田　弘道
陶園の綿虫にしてうすみどり　宮内かよ子
隣より小菊がのぞく一葉忌　向井　章子
短日や町に昔のくらし館　向井　初子
冬初め夫の衣服を買ひ足して　森　安子

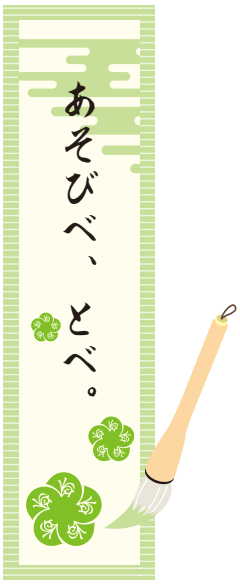

川柳

川柳とべ吟社

もうこんな年になったか子の白髪　松﨑奈津栄
出直しにしっかり締める靴の紐　松﨑　春子
秋風が熟すフワリと愛を説く　石井ひろみ
良いことだけを探しなさいと風の声　田中　貞美
挨拶はタッチで交わす心地良さ　石手　孝子
結末はいろいろあるさ卵割る　斉藤美恵子
棺の中でゆっくりハチマキを外す　高畑　俊正

消費者力アップ通信

独居高齢者を狙った下水道点検に注意！

相談事例

独居の高齢女性宅に、「下水道管を見せてほしい」と業者が来訪し、点検を受けた。洗浄作業をされ3万円を支払った。今度は床下の水漏れ点検をし、水浸しで、柱にカビが生えていると言われ不安になり、床下換気扇取り付けの契約をしてしまった。その後も、外壁工事など次々と勧誘され、断わりきれずに契約してしまった。解約できないか。

アドバイス

◆排水管の点検をきっかけに修理工事などを勧誘する手口です。高齢者の人は、1人で応対せず、家族や周りの人に相談しましょう。

受付時間　8時30分～17時15分（毎週木曜日と第3金曜日は、専門の相談員が対応）
問相談窓口（地域振興課内）☎（962）2367
消費者ホットライン　☎188

町の文化財

総森三島神社本殿と拝殿（町指定建造物）

明治19年の台風で倒壊し、同22年に再建された三間社流れ造りの建物。長州大工による彫刻が随所に見られる。

理正院楼門（町指定建造物）

寛永元年（1624）、加藤嘉明が焼失していた楼門を再建したと伝えられる。均整がとれ、堂々とした立派な構えである。

問社会教育課文化スポーツ係☎（962）5952